

JAL不当労働行為裁判（地裁）1月23日を傍聴して
—次回最終弁論は5月19日に決定—

(JALOB)

前日までJAL不当整理解雇撤回裁判原告団の座り込みが行われていた地裁でJAL不当労働行為裁判の1月16日の証人尋問に続き2回目の証人尋問が103号法廷で行われました。

地裁前の街頭宣伝は125名の支援者が参加しビラ配りが行われました。傍聴券の抽選には127名が並びました。

今回の証人は当時のCCU（客乗組合）委員長、JFU（乗員組合）の組合副委員長でした。

証人尋問では、整理解雇が行われようとする緊迫した状況下、2010年11月16日の労使交渉で機構ダイレクターI氏、管財人K氏が組合に対して「スト権を確立したら3,500億円の出資はしない。」これは正式決定だと恫喝し、職場では管理職によるスト権非難攻撃が行われたことが生々しく証言されました。

東京都労働員会は命令文で、この状況を「本件発言は、会社の再建のため不可欠な3,500億円も
の出資を行い、本件会社更生手続きに中心的に関与していたX機構の担当者及び管財人代理によって
なされた迫真性に満ちたものであり、組合ら及びこれに所属する組合員らに対して、争議権確立の
ための一般投票の継続を躊躇させるに十分なものといえる。」

「本件発言は、組合らに所属する組合員に対して威嚇的效果を与え、組合らの組織運営に影響を及ぼすものであり、組合らの運営に対する介入であるといわざるを得ず、労働組合法第7条第3号が定める支配介入に該当する。」

と明確に断罪しています。

今回の証人尋問では、問題になった発言は正式な手続きを通した正式決定ではなく、組合を恫喝するために意図的につくった「ウソ」だったことが明らかになりました。

支援機構（法人管財人）管財人（法律管財人）は管財人業務を「衡平、公正、誠実、迅速」に行うよう求められています。スト権への恫喝はまさに管財人の立場を利用して管財人業務を踏みこむ反社会的行為を行ったものです。

管財人は更生計画でJALが破綻した原因を①「不採算路線の維持」②「大型機の大量保有」③「硬直的な人件費」とし、こうした体質からの脱却を図ると報告しています。

破綻の真の原因である不採算路線、大量の大型機材保有は航空行政の方針の下で行われた事業方針で、労働者には全く責任はありません。

その責任を転嫁するために、人件費が高いと言うことを口実に、破綻を契機に徹底した人員削減・賃金切り下げが行われました。

まさに、人件費切り下げや組合つぶしの整理解雇行われようとする中で、スト権投票への恫喝が行われたのです。

管財人は会社更生法が申し立てられた直後の2010年1月時点の最初の組合への説明では「いきなり解雇はしない。ワークシェアなど雇用継続のための解雇回避策を実行する」と約束していたのです。それが半年後の9月には組合つぶしを狙った解雇人選基準をつくってから、退職強要、スト権への圧力など約束違反、不当労働行為を集中的に行ったのです。

「利益なくして安全なし」という方針で徹底した人件費削減を優先させ、邪魔な組合をつぶすと言う自己勝手な法違反がまかり通っていけば安全運航の基盤は影響を受けざるを得ません。

裁判所は、ウソをついてまで組合を押し込めようとした支配介入行為に対して、証人尋問を受け止め、公正な判断を下して欲しいと切に願うものです。

次回の最終弁論は5月19日（月）午後1時10分527号法廷と決まりました、双方から最終準備所面などが提出され、結審に向かいます。